

国内航空のあり方に関する有識者会議（第4回）議事概要

1. 日 時：令和8年3月6日（金）14：00～16：00

2. 場 所：中央合同庁舎3号館 国土交通省11階特別会議室

3. 出席者（敬称略）

〔委員長〕竹内健蔵

〔委員〕安藤和代、加藤一誠、花岡伸也、樋口容子、矢ヶ崎紀子

（50音順）

〔オブザーバー〕ANA、JAL、SKY、ADO、SNJ、SFJ、
定期航空協会、航空連合、リージョナル航空・地方空港振興協議会、
全国地域航空システム推進協議会、地域航空サービスアライアンス協
議会

〔事務局〕航空局長、航空局次長、航空事業課長、他

4. 議事経過

ヒアリング対象者（リージョナル航空・地方空港振興協議会、地域航空サービスアライアンス協議会）からの意見聴取、事務局からの説明の後、委員による質疑応答・意見交換がなされた。

【委員からの主なご意見】

＜リージョナル航空・地方空港振興協議会、地域航空サービスアライアンス協議会からの意見について＞

- ・ 運航業務の管理の受委託は、ネットワーク維持のため重要であり、経営の選択肢の拡大にもつながる。航空会社が活用できるよう、前向きに検討を進めていただきたい。
- ・ ATR機の就航率向上に向けては、国としても支援してほしい。
- ・ インバウンドの国内航空への取込みに向けては踏み込んだ取組が必要。国としても、プロモーションなどへの支援をしてほしい。

＜利用者利便の向上に資する航空会社の取組について＞

- ・ ネットワーク維持のためにも、ダイヤ調整や便数調整といった取組を、各社が早期に実現できるようにすべき。
- ・ 航空法110条1号の「地域住民の生活」という文言に類型2の「経済活動において重要」という概念を含め得る、という考え方に同意。

- ・ 類型 2 の路線においても航空会社が便数調整などの選択肢をとることができるになれば、地域にとって非常に良い。
- ・ 「収支が赤字であること」という要件について、実際の運用に向けては、考え方や把握の方法をよく整理してほしい。
- ・ 航空法 110 条 1 号を実際に適用する路線について、航空会社間で不公平が生じないように留意すること。

<競争環境のあり方について>

- ・ 出資規制の廃止について、賛同。航空会社の体力があるうちに、とり得る選択肢を広げられるような対策を打つことが必要。
- ・ 出資規制廃止は踏み込んだ議論であるが、この会議の目的であるネットワークの維持や利用者の利便性の確保のためにも、必要な見直しである。
- ・ 出資規制廃止によって、各社の経営面の選択肢が増えることは、消費者にとっても望ましい。
- ・ 海外では経営統合も活発に進むなか、20 年以上前に作られ現状に即していない出資規制に縛られることは適当でない。
- ・ 規制廃止後に競争性が極端に失われることがあっては、利用者利便の観点からも望ましくない。例えば 2 社のみの寡占状態となることは避けるべき。
- ・ 規制廃止後に出資拡大等があった場合、競争維持の観点から必要な措置はしっかり実施するべき。健全な競争環境の維持が重要。
- ・ ネットワーク維持が大事。その観点から、出資拡大等があった場合の回収規模を「保有枠の 10% を超えない範囲」とすることに賛同。

<運賃モニタリングについて>

- ・ モニタリングの目的として、「利用者利便」と「公正な競争」の双方の観点が入っていることが重要。しっかりモニタリングしてほしい。
- ・ 現在の届出制では、実際の販売価格を把握できていない点が課題。行政として、運賃水準に関し判断するために必要な情報は持つべき。
- ・ 運賃は安ければ良いというわけではない。費用の上昇分は、適切に価格へ反映させ、安全性が損なわれることはないようにすべき。